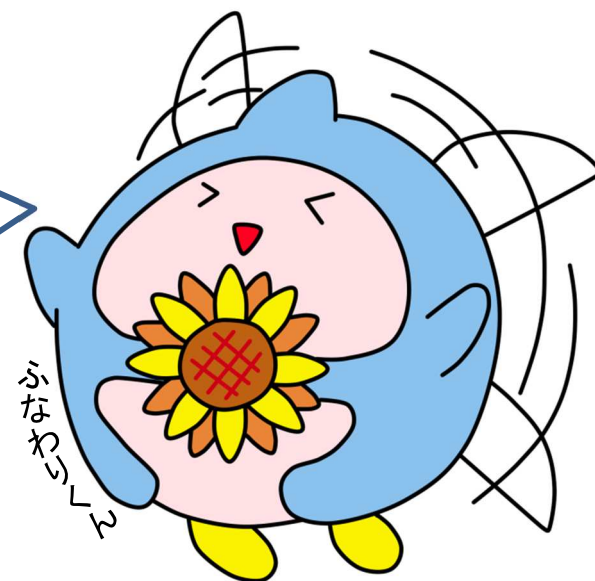


船橋市ゼロカーボンシティ推進地域協議会 マスコットキャラクター等使用のルール

6つの約束を守ってね！

- 1 営利目的での使用はできないよ！
- 2 使用の申請をしてね！
- 3 決まったデザインを使ってね！
- 4 色を変えないでね！
- 5 形を変えないでね！
- 6 名前を忘れないでね！



1 営利目的での利用はできません。

営利を目的としないで、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において、「ふなわりくん」等を無料で使用することができます。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 協議会又はその会員の品位を傷つけ、又はそのおそれがあるとき。

ただし、左のいずれかに該当する場合は利用できません。

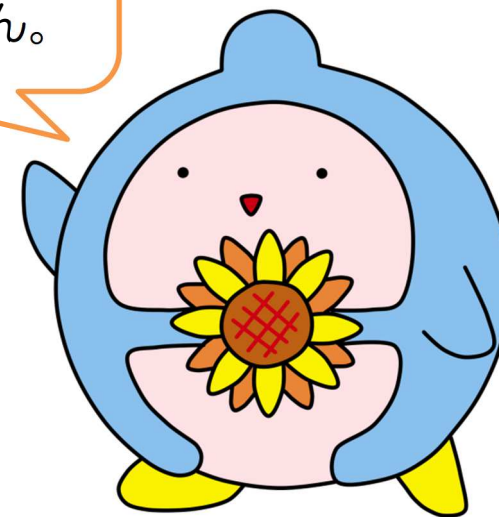


2 使用の申請をしてください。

「ふなわりくん」等を使用する場合は、申請が必要です。申請書は、協議会ホームページからダウンロードするか、事務局までご連絡ください。

- (1) 協議会及びその会員が営利を目的としないで使用するとき。
- (2) 学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 船橋市内の町内会等の住民組織が、地域への奉仕活動、地域活性化、又は地球温暖化対策につながる活動において使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) その他、会長が適当と認めたとき。

ただし、左のいずれかに該当する場合は申請書の提出は必要ありません。



3 決まったデザインを使ってください。

「ふなわりくん」等は利用できるデザインが決まっています。
利用できるデザインは、協議会ホームページからダウンロードできます。



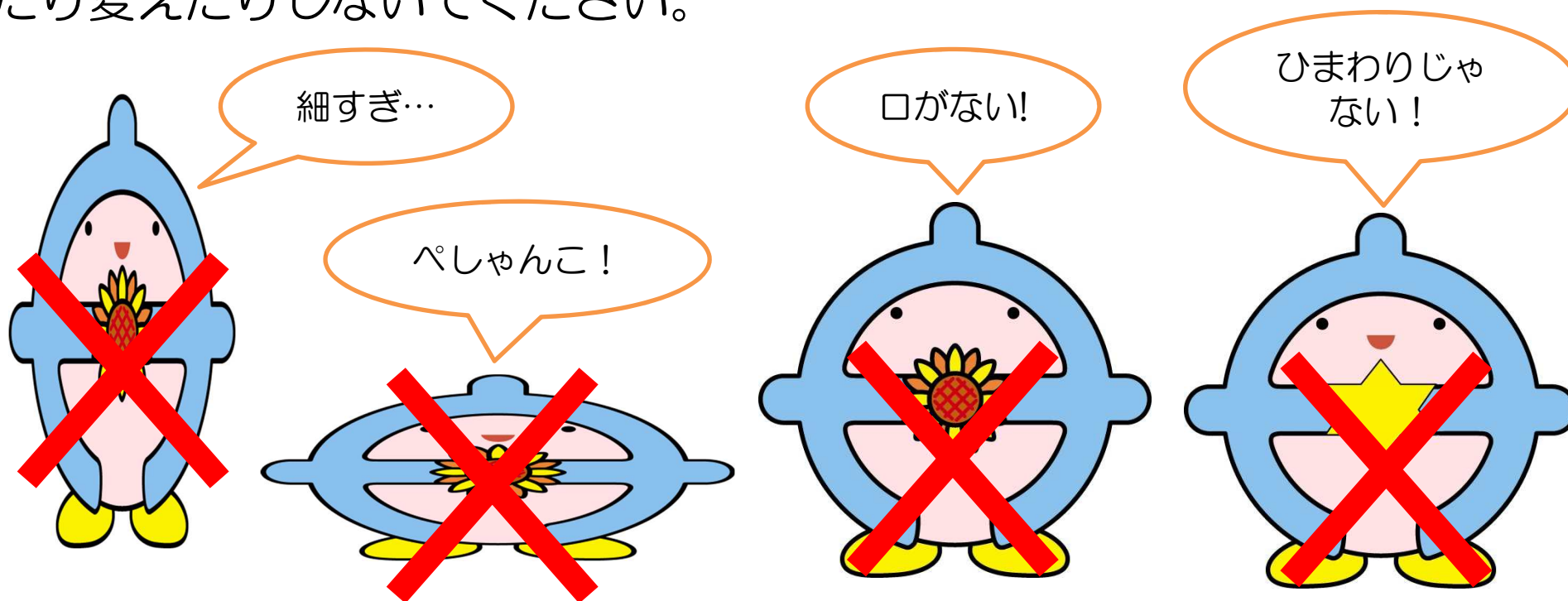
4 色を変えないでください。

「ふなわりくん」等の色は変えないでください。

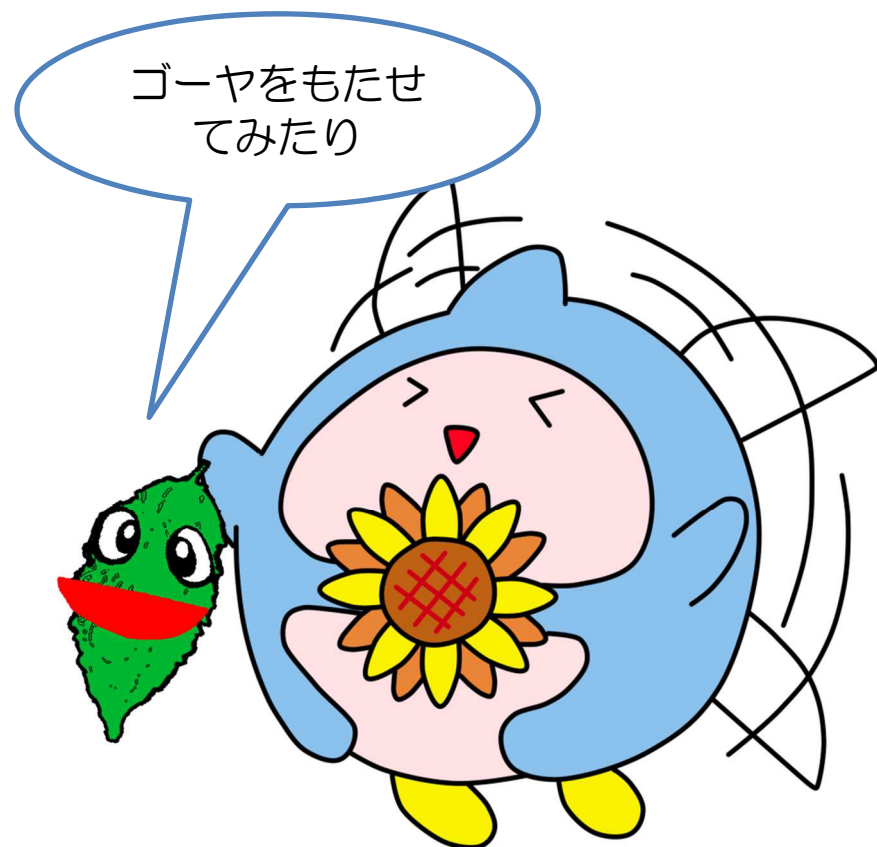


5 形を変えないでください。

たて・よこの比率を変えたり、「ふなわりくん」等の図形の一部を省略したり変えたりしないでください。



なお、ふなわりくんに何かを持たせたり、ほかの図形等を重ねたりすることができます。

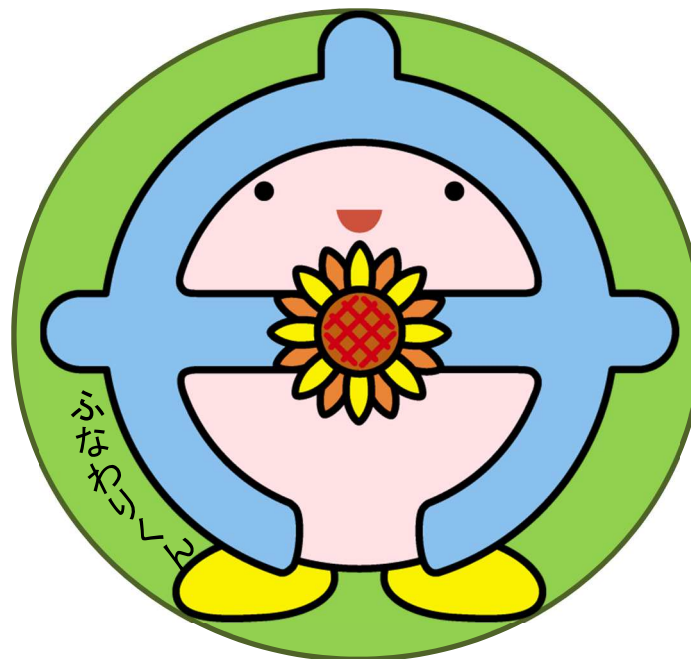


ロゴマークは、そのまま使ってね！

6 名前を忘れないでください。

「船橋市ゼロカーボンシティ推進地域協議会キャラクターふなわりくん」と必ず標記してください。

デザインの関係で、標記の全部が入らない場合は、「ふなわりくん」の標記だけでもOKです。



ただし、ふなわりくんを協議会以外の団体名等と一緒に使用する場合は、必ずどこかにふなわりくんが協議会のマスコットキャラクターだとわかるように標記してください。



〇〇町会

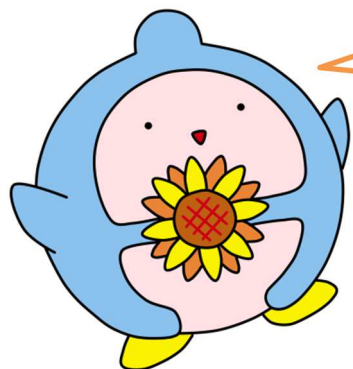
緑のカーテン参加者募集中！
参加希望の方は・・・
.....

※ふなわりくんは船橋市ゼロカーボンシティ推進地域協議会のキャラクターです。

文末にいれるなど
してください。

Q & A

Q 「事業者です。ふなわりくんを使用することはできますか？」



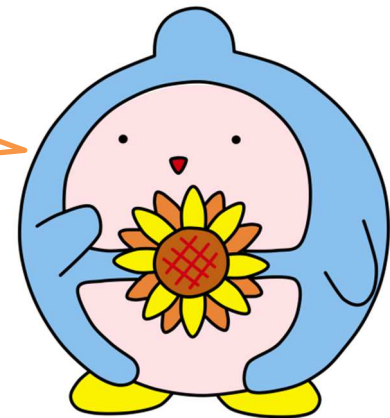
A 営利目的でなければ、使用ができます。申請書を、事務局まで提出してください。
なお、協議会会員であれば、申請書の提出は必要ありません。

Q 「ふなわりくんのデザインは、どこで手に入りますか？」

A 協議会のホームページからダウンロードができます。
インターネットが利用できない場合は、事務局までご相談ください。



なにかわからない
ことがあったら、
事務局に聞いてネ！



【お問い合わせ】

船橋市ゼロカーボンシティ推進地域協議会（愛称：ふなエコ）事務局
（事務局：船橋市環境政策課ゼロカーボンシティ推進室）

〒273-8501 *住所不要（部署名は必ず明記してください）

TEL 047-436-2465 FAX 047-436-2487

電子メールアドレス zerocarbon@city.funabashi.lg.jp